

論文

子ども虐待を考える（1）
— 保育所の保育と子育て支援 —

河田 君代
日本福祉大学 非常勤講師

Thinking about child abuse
—Childcare and child-rearing support at nursery schools—

Kimiyo KAWATA
Part-time Lecturer, Nihon Fukusi University

Keywords：子ども虐待，児童虐待，保育所，保育，子育て支援

要旨

本稿は、我が国において、「子ども虐待」が増え続けているなかで、保育所を利用する子どもの中に、虐待を受けた子どもが増えてきていることから、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもに生きる・育つ権利を保障するために、保育所はどうあるべきかを明らかにし、虐待の防止・予防に資することを目的としたものである。そのために、保育士へのアンケート調査では、保育及び保護者支援の現状から課題を明らかにした。そして事例をもとに、保育や支援の方法について検討した。また、保護者へのアンケート調査の結果から、子育ての意識を探るとともに保育所に求められる子育て支援について明らかにした。

その結果、保育所においては、「子ども虐待」、「虐待対応」について知識を得ること、虐待の影響による発達の遅れや歪みを特別支援の対象に位置付け保育体制を整備すること、保育所の限界を知り関係機関と連携して対応にあたること、保育への信頼を基に社会の変化や子育てのニーズに合わせた子育て支援を行うことなど、虐待防止・予防のためには、保育所が持つ機能を使って、積極的にその役割を果たすことが必要であることがわかった。

[目次]

「子ども虐待を考える（1）」

序章

第1節 研究の動機と目的

- 1 研究の背景と動機
- 2 研究の目的

第2節 研究方法と構成

- 1 研究方法

2 構成

第3節 先行研究

第1章 子ども虐待と保育所

第1節 子ども虐待を考える

- 1 ある虐待事件から
- 2 家族関係と養育状況
- 3 親子への公的機関の関わり
- 4 子ども虐待を防ぐことは可能か

第2節 子ども虐待と保育所

- 1 「児童虐待防止法」における保育所の役割
- 2 虐待を受けた子どもの入所の仕組みと援助
- 3 他機関連携と要保護児童対策地域協議会

第2章 虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援

第1節 保育に対するアンケート調査

- 1 調査概要
- 2 調査結果に対する全体考察

第2節 虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援

- 1 実践を支えた子ども虐待に関する理論
- 2 虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援の事例
- 3 考察

第3節 保育と支援の方法についての検討

- 1 子どもの保育と支援の方法
- 2 保護者への支援の方法
- 3 まとめ

付記・謝辞

注記・参考及び引用文献

資料1, 2

「子ども虐待を考える(2)」

第3章 虐待予防のための保育所における子育て支援

第1節 子育ての背景と現状

- 1 子育ての背景
- 2 子育ての現状

第2節 子育てに関する意識調査

- 1 調査結果
- 2 調査結果に対する全体考察

第3節 保育所における子育て支援

- 1 保育所に求められる子育て支援
- 2 虐待予防のための子育て支援
- 3 保育所における利用者支援事業について

終章

第1節 本研究の課題について

- 1 課題①
- 2 課題②
- 3 課題③
- 4 課題④
- 5 まとめ

第2節 本研究の限界と今後の課題

付記・謝辞

注記・参考及び引用文献

資料3, 4

序章

第1節 研究の動機と目的

1 研究の背景と動機

2000年に「児童虐待防止等に関する法律について」(ここでは「児童虐待防止法」という)が制定されてから、児童虐待(ここでは「子ども虐待」という)の防止

に対して様々な取り組みが行われてきた、2020年度の「児童虐待相談対応件数」は過去最多となる20万件を超え、子ども虐待は減るどころか増加の一途をたどっている。国は主な増加要因として、「子どもの前で親が配偶者に暴力を振るう『面前DV』を心理的虐待と位置付けた警察からの通告の増加」をあげている。過去には、「国民への虐待に関する周知(虐待の定義、通告の義務など)が進んだ」と説明していたが、それではもはや説明がつかなくなってきている。身体的な虐待のみならず、ネグレクトや心理的虐待が増えていることを保育現場でも実感している。子どもを死に至らしめる可能性が低い中度、軽度の虐待ケースであれば、在宅支援となる。子どもが保育所に通っていなければ、児童福祉法第26条第1項第5号の規定により、児童相談所の長が市町村の長に報告または通知し、保育所を利用しながら養育することになる。しかしながら、虐待による影響で「第四の発達障害としての子ども虐待」(杉山, 2007)と呼ぶ発達上の問題を抱えた子どもの保育所での保育は、不可能かと思われる様相を呈す。また、虐待通告にはいたらないが、保護者に不適切な養育等が疑われる子どももまた類似した発達上の問題を抱えており、保育においては、互いに影響し合うことで荒れた行動が増え、学級崩壊の様相を呈してくる。

これらの問題は、保育の現場では新しいものではない。保育現場の子どもの荒れる姿やキレる姿を保育研究所では、「子どもの変化」(保育研究所編, 2003)として捉え、保育実践上の困難をのりこえるための保育の視点と課題を明らかにしている。また、大阪保育研究所では、そういった姿を見せる子どもを「気になる子ども」(大阪保育研究所編, 2008)とし、「気になる子ども」の中には、脳の機能障害と呼ばれる生理的な障害に加え、虐待または不適切な養育状況で育てられている子どももいるとして、保育や保護者支援がどうあるべきかを明らかにしている。保育実践においては、「困難を抱える子ども」(全国保育問題研究協議会編, 2006)とし、子どもたちの荒れやキレの要因が社会的要因にあるとして、今日的な保育問題として捉え、実践検討を通して実践の模索が続いている。

しかしながら、保育所によっては、そういった「気になる子ども」や「困難を抱える子ども」は、その子どもや家庭の問題であり、その子どもがいるクラスや担当する保育者の問題であって、保育問題どころか、園全体の

問題にすらなっていない状況が見られることもある。保育所における子ども虐待の問題は、組織の問題として、議論することができず、個人の問題としてある限り、外に出ることはない。

「児童虐待相談対応件数」の増加とともに、保育所では、虐待を疑うケースや不適切な養育等を疑うケースが増え、「子ども虐待対応マニュアル」が整備されるようになった。ただし、虐待通告のためのマニュアルであり、虐待を受けた子どもや親への支援については書かれていないことも多い。「児童虐待防止対策強化プロジェクト」¹⁾では、子ども虐待の発生予防として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進や孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援の実施を挙げている。子どもや親を包括的に支援するためには、児童相談所職員や自治体担当職員、保健師や保育士、臨床心理士や社会福祉士など、子どもや家庭支援に関わる多職種の人々が連携して支援に当たることが必要である。そのため、それぞれの立場からできることを考え、行動し、発信していかなければならない。筆者は保育士でもあることから、保育所の機能と保育士の専門性を使ってできることを明らかにすることが、子ども虐待を防ぎ、未来を担う子どもたちの命を守ることに必要だと考える。

2 研究の目的

本研究においては、不適切な養育または虐待を受ける子どもが増えてきている背景を探るとともに、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもの生きる・育つ権利を保障するために保育所の保育と子育て支援はどうあるべきかを明らかにし、子ども虐待の防止及び予防に資することを目的とする。

よって、そのために本研究の課題を以下の4つとする。

- ① 虐待事件から、事件の背景を探り、虐待を防ぐための手がかりを得る。
- ② 「児童虐待防止法」における保育所の役割と他機関連携の仕組みについて明らかにする。
- ③ 保育における虐待を受けた子どもの保育及び親への支援の方法について検討する。
- ④ 保育所の機能及び保育士の専門性を生かした虐待を防ぐための子育て支援について明らかにする。

第2節 研究方法と構成

1 研究方法

本研究の方法として、子ども虐待・児童虐待・保育所・保育・子育て支援をキーワードとした先行研究及び文献について、精読し、論考を加える。

次に、虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援に対して、保育所の保育士へのアンケート調査を実施する。調査対象はA市B保育園の保育士、22名とする。このアンケート調査から、保育実践上の困難としての負担感の原因を探るとともに、虐待を受けた子どもの保育実践事例を取り上げ、考察する。アンケート調査の結果及び保育実践事例の考察から、保育及び保護者支援における子ども虐待への対応について明らかにする。

次に、子育て家庭の子育てに関する意識について、保護者にアンケート調査を実施する。調査対象はA市B保育園を利用する保護者、114名とする。アンケート調査の結果から、地域の子育て家庭の現状と保育所に期待されるニーズを把握するとともに、不適切な養育や虐待の増えてきている背景を探り、虐待予防に資する保育所の機能と保育士の専門性を生かした子育て支援について明らかにする。

2 構成

本研究では、序章において、研究の動機と目的及び研究方法について述べるとともに、先行研究について概観する。

第1章では、子ども虐待と保育所について述べる。第1節では、虐待事件を取り上げ、事件の背景と主な原因を明らかにするとともに、子ども虐待を防ぐことは可能かどうかについて考える。第2節では「児童虐待防止法」において、保育所に期待される役割について述べるとともに、虐待を受けた子どもの保育所入所の仕組みや要保護児童対策地域協議会との関係及び他機関連携の仕組みを述べ、連携の方法と課題を明らかにする。

第2章では、保育実践における被虐待児の保育と保護者支援について述べる。第1節では、保育士への保育に対するアンケート調査の結果から、虐待を含む不適切な養育状況で育てられた子どもの保育や保護者対応への保育士の負担感を探り、保育士がやりがいを感じながら、健康で働き続けるための保育及び支援体制の重要性や専門性の向上の必要性について明らかにする。第2節では、保育実践事例をあげ、その検討及び考察を行

い、被虐待児の行動から、虐待が子どもの発達におよぼす影響を明らかにし、行動の背景と原因を探るとともに、保育と保護者支援における課題を明らかにする。第3節では、保育と保護者支援の方法の検討を行い、体制整備や組織的対応の重要性について述べる。

第3章では、虐待予防のための保育所における子育て支援を考える。第1節では、子育ての背景や現状に触れながら、少子化対策としての子育て支援や虐待防止対策としての子育て支援について、最近の動向について述べる。第2節では、子育てに関する意識調査の結果を考察し、子育て中の親の子育てに対する意識を調べ、虐待につながりかねない子育ての状況を明らかにするとともに、保育所を利用することが虐待予防に繋がっていることを明らかにする。第3節では、保育所の機能と保育士の専門性を活かした虐待予防のための新たな取り組みについて述べる。

終章では、本研究のまとめとして、4つの課題について明らかにする。

第3節 先行研究

子ども虐待・児童虐待・保育所・保育・子育て支援をキーワードとして、CiNii (NII 学術情報ナビゲータ [サイニイ]) を使って、先行研究を調べたところ、「児童虐待防止法」の施行後においては、多くの先行研究があり、いずれも保育所における虐待対応（発見から通告まで）に対する保育所の実態やそれに伴う保育士の意識調査を中心とした研究であった。最近の研究では、保育所の課題として、他機関等との連携、相談援助の重要性をあげるものが見られる。

春原（2004）、土屋（2004）は、「保育者の『虐待』に関する意識と経験」を研究のテーマに保育士へのアンケート調査及びインタビューにより、保育者が日々向き合っている子ども虐待の現状を明らかにしている。また、春原・土屋（2004）は、調査等の結果から、虐待通告の際の心理的負担だけでなく、クラスの保育に加えて虐待を受けている子の特別な援助と同時に保護者への援助も行なう保育者への心理的負担の大きさから、保育所内における支え合う関係づくりと保育所が抱え込まないための他機関連携の課題を明らかにしている。高橋（2021）は、「保育所における児童虐待と保護者支援」を研究テーマに、保育所・保育士へのアンケート調査から、親子が必要とする「レジリエンス（回復）を生み出

す場」を保育所の生活から引き出し、作り出していくことが求められていることを明らかにしている。

また、子ども虐待対応に関する保育実践事例研究においては、保育と虐待対応事例研究会編（2004, 2009, 2019）がある。これらは、実際に保育所での虐待対応として、被虐待児もしくは不適切な養育環境で育つ子どもをどのように保育するか、親との関係づくりのために親の言動の背景をどう理解するか、他機関連携はどうあるべきかを事例検討の結果として明らかにしている。保育所において、実際に子ども虐待に対応する場合の具体的な手引き書とも言える内容になっている。

最近の実践報告では、小堀（2017）は、保育における子どもの問題解決のために、生活と子育てを一体的に構造的に捉えてアセスメントを行うことの必要性を述べている。貧困は虐待のリスク要因となるだけに親の生活実態の把握と制度への橋渡しという、まさに虐待対応に欠かせない視点を提示している事例である。

さらに、保育所の機能や保育士の専門性を生かした子育て支援に係る研究として、梶（2015）は「マイ保育園登録制度」、宮崎（2016）は「マイ保育ステーション事業」について、事業検証を行なっている。保育所において、妊娠期からの子育て支援を実施する場合、梶は関連部署及び関連職種との連携に課題があるとし、宮崎は人的資源の確保等に課題があると述べている。保育所の相談支援体制に係る研究として、竹下（2021）は保護者の相談アクセスを高める3つの条件として、保護者と保育者の関係性の構築、保護者が気遣いしない相談体制づくり、不測事態下での相談機会の確保を述べている。

本研究では、これらの先行研究を踏まえ、保育所における虐待対応の仕組みと連携、子どもの保育や保護者への支援の現状と課題から、子ども虐待の防止及び予防に資するための保育所の役割について、明らかにしていきたい。

第1章 子ども虐待と保育所

第1節 子ども虐待を考える

1 ある虐待事件から

2000年の12月10日、アパートの一室で3歳になったばかりの女儿がダンボール箱に入れられたまま、ほとんど食事も与えられずに亡くなるといった「武豊町3歳児餓死事件」が起きた。「児童虐待防止法」が前月11月に施行されて、初めての虐待による死亡事件となっ

た。それゆえに社会の関心も高く、この事件を追いつけたフリーランスライターである杉山春（2007）は、この事件の公判の傍聴や関係者への聞き取りを中心に、事件の全容を明らかにしている。

この事件では女兒（ここでは、真奈ちゃんという。）が亡くなるまでこの家族について誰も知らなかったのではない。真奈ちゃんの出産を喜んでくれる家族がおり、母親が大変そうな時には、真奈ちゃんを預かってくれる義母がいた。真奈ちゃんが病気になれば治療してくれる医師がおり、発達に遅れが見られれば家庭訪問し、「遊びの教室」²⁾に誘ってくれる保健師がいた。また、虐待を疑うような通告があった時には児童相談所の児童福祉司が面接している。何度も虐待に気づく機会があったのにも関わらず、命を救うことができなかったこの事件は、その後の子ども虐待防止のための制度や施策に大きな影響を与えた。

真奈ちゃんの家族関係や養育状況はどのようなであったか、公的機関との関わりの中でどのようなやりとりがなされていたのか、虐待に気づけなかった原因は何なのか、虐待を防ぐことはできるのかについてこの事件から探ってみたい。

2 家族関係と養育状況

- ① 真奈ちゃんの出産時、母親は18歳、父親は高校生であった。
- ② 母親は主婦、父親は高校卒業後、近くの会社に就職した。父親には「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分担意識があり、家事や育児に協力することがなかった。
- ③ 母親、父親の両親ともに離婚していたが、近くにおり、支援が受けられる環境ではあった。しかし、義母に対して嫌悪感を持っていた母親が、次第に真奈ちゃんに合わせないなど、関係を拒んでいった。
- ④ 真奈ちゃんは、1歳6ヶ月健診で全体的な発達の遅れが見られた。保健センターは継続的に見ていくことが必要と判断し、児童館で行われていた「遊びの教室」に何度も誘うが参加はなかった。
- ⑤ 弟が生まれ、真奈ちゃんの一時的な「退行」³⁾に対し、母親は、叱る、叩く、部屋から出てこられないように仕切りをつける、ダンボール箱

の中に入れるという行動をとる。保育所に預けたいと思いながら、制度上預けることができなかった。

以上のことから、この事件がどれだけの虐待リスクがあったのか、また、虐待に気づけなかった原因について考えてみたい。

①については、まず若年出産ということから、妊娠期より支援が必要なケースであることがわかる。②、③については、世代を超えて、家庭状況は不安定であり、家族間における適切な支援の難しさがある。この場合、家族に代わって支援をする者が必要である。④については、1歳6ヶ月健診で発達の遅れを指摘されたことが、親自身の子育てに対する自信を失くしてしまうことにつながった。さらに、自分に自信が持てない場合、一人では人が集まる場所に行けないことが多い。閉鎖的な子育てにつながっていくことから、自分から出かけていくことのできない場合は、親もまた支援の対象と見なければならぬ。⑤については、子どもの発達に関する知識が乏しく、対処する方法もわからないまま子育てをしており、子どもが自分の手を煩わせることにより、行動をエスカレートさせている。子どもへの安心安全な配慮に欠けるなど、適切な関わりが難しくなっており、育児に対する親への支援が必要である。また、母親は困難な育児の状況をなんとかしようと考え、保育所に預けたいと思ったが、この親子が居住する自治体では、制度上、働いていない親が2歳児以下の子どもを保育所に預けることはできなかった。育児に困難を抱えた家庭が、保育所を利用できる仕組みがなかったことが、虐待のリスクを高めることにつながった。

虐待のリスクのある親が全て虐待をするわけではないが、親や親を取り巻く家族の力が弱く、家族間では子育てが難しい場合、社会的な子育ての支援があり、その支援を利用することで、子どもを健全に育てることができる。この事件では様々な場面において、公的機関が関わっているが、支援へつなげることができなかった。次に、親子への公的機関への関わりについて述べる。

3 親子への公的機関の関わり

- ① 女兒が生後9ヶ月の時に、夜間、救急搬送され、急性硬膜下血腫で入院している。この時、明らかに子どもの症状と親の説明は噛み合っていなかったが、病院では虐待を疑わなかった。

- ② 1歳6ヶ月健診で、発達の全体的な遅れが見られたことから、保健センターではフォローが必要と考え、担当の保健師が家庭訪問や電話で、発達の遅れの見られる子どものための「遊びの教室」に何度も誘うが、来てもらうことができなかった。
- ③ 保健センターに「子どもを檻に入れるようにして子育てをしている若い夫婦がいる」と連絡がある。児童相談所に連絡し、児童福祉司と相談の結果、祖母の力を借りながら家庭での養育が可能であるとして見守りとなる。
- ④ 女兒が2歳8ヶ月の時に、やせすぎを心配した祖母の勧めで近くの個人病院を受診する。尋常でない痩せ方を心配した個人病院の医師の紹介状を持って、①で入院した公立病院を受診したところ、担当の医師は「ネグレクト」を疑い、入院を勧めるが断られる。保健所に連絡し、保健所の保健師、病院の担当医師、看護師、保健センターの担当保健師の4人で話し合った。虐待を疑いながら、命に関わるような虐待とは認識せず、児童相談所への通告はせずに定期的に受診をしてもらうよう、働きかけることになった。

以上のことから、虐待のリスクに気がつかない、もしくは虐待のリスクに気づきながら、なぜ虐待として対応ができなかったのかを考えてみたい。

①においては、急性硬膜下血腫があり、子どもの症状と親の説明が噛み合っていないにも関わらず、虐待を視野に入れた対応がとられなかった。この病院では当時、虐待というものを全ての医師が意識していたわけではなかった。②では、女兒に発達の遅れが見られたことから、保健センターのフォローの対象となっているが、担当の保健師には虐待のリスク要因とは捉えられていなかった。③においては、地域からの貴重な情報が寄せられながらも、虐待の判定がなされなかった。杉山春(2007,97頁)は、「当時の担当保健師は『そもそも虐待を知らないことが援助につながらなかった原因です』と述べている」⁽¹⁶⁾と書いている。児童福祉司も保健師も虐待への認識が低く、具体的な対応ができなかった。④では、「ネグレクト」を疑いながら、保健所の保健師、病院の担当医師、看護師、保健センターの担当保健師の4人で話し合っているが、ここでも虐待への認識が低く、

虐待を疑うケースでありながら、児童相談所の参加要請を誰も行っていない。杉山春(2007,155頁)は、「悲劇を食い止める、重要なルートが断たれた」⁽¹⁶⁾と書いている。

4 子ども虐待を防ぐことは可能か

この事件をはじめとして、虐待死亡事例について、国は、毎年、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」を取りまとめ、公表している。検証結果を踏まえた地方公共団体や国への提言を受け、必要に応じて制度が見直され、虐待防止および予防のための様々な施策が行われてきた。にもかかわらず、厚生労働省の発表によると、2020年の全国の児童相談所における「児童虐待相談対応件数」は205,044件となり、ついに20万件を超え、子ども虐待は減るどころか増加の一途をたどっている。東京都目黒区で5歳の女兒に、両親が十分な食事を与えず、衰弱した状態を放置して、2013年3月に死亡させた事件が新聞等で報道された。この事件は、虐待の高い危険性がありながら、転居前の香川県の児童相談所から東京の児童相談所へ情報が伝わっていなかったとの指摘がある。家族の転居に伴う児童相談所間の連携不足、職員不足が原因ではないかと言われている。この事件を受けて、政府は2020年までに児童相談所の児童福祉司を約2千人増やす新プランを策定することと、児童相談所職員が子どもの姿を見て安全を確認できない場合には、立ち入り調査を原則とすることを柱とした対策案をまとめている。

事件が起きるたびに新たに対策が講じられるが、本当にそれだけで虐待を防ぐことができるのであろうか。

宍戸(2006,4-11頁)は、「武豊町3歳児餓死事件」について、家庭環境と公的機関の関わりから論考している。宍戸は、家庭環境において、「餓死」につながる貧しい家庭環境として、①父親の家事・育児への無関心、②母親が子育ての知恵を持っていないこと、③生活の基準である食生活が崩壊していること、④実母、義母たち、まわりの人たちの援助が得られなかったことの4つを挙げている。また、真奈ちゃんを救出するための公的機関の関わりとして、①保健センター保健師の活動、②公立病院医師との関わりを挙げ、①においては、全体的な発達の遅れのみられた真奈ちゃん親子を「遊びの教室」へ参加させるために、保健師は何回も誘うことはするのであるが、それ以上のことはしていないこと、②に

については、病院でも、「ネグレクト」に対する十分な認識をもてず、児童相談所に、はっきりと通告することもせず、Aさんの通院まちの状態になってしまったことを指摘している。

子どもに対して、新たな虐待が行われているのではない。同じような虐待が繰り返されているのである。虐待事件が起こるたびに、「またか」「どうして防げないのか」という声が聞こえてくる。

杉山春(2007, 274頁)は、事件を起こした父母の生い立ちから、真奈ちゃんが生まれてからの生活の背景を丁寧に調べ、真奈ちゃんを取り巻く父母を始め家族には、子どもを養育する力が十分ではなかったとしながらも、「武豊町3歳児餓死事件は、関わった人たちが十分な知識がなく、誰も虐待だという判定を下さなかったことも大きな要因だった。虐待の専門家がいなかったのだ」⁽¹⁶⁾と書いている。

この事件から22年が経過し、この事件の起きた年に制定された「児童虐待防止法」により、「児童虐待防止対策緊急強化事業」など、虐待防止に係る様々な事業が行われ、子ども虐待については、広く世間一般にまで周知されるようになった。医療や保健、福祉や教育の現場には「子ども虐待対応マニュアル」が配置されるようになり、専門職の子ども虐待に対する認識も深まったはずである。ところが、「児童虐待相談対応件数」は増加の一途をたどっており、虐待により命を奪われる子どもも後を断たない状況にある。政府は、こういった状況を重く見て、「児童福祉法」や「児童虐待防止法」の改正を重ね、子ども虐待防止対策を強化してきた。2022年改正では、子ども虐待につながる子育て困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置を打ち出している。

「武豊町3歳児餓死事件」の母親は力のない親ではあったが、真奈ちゃんが亡くなる3ヶ月前までは、この親なりに子どもを持つ母親として真奈ちゃんを連れて行動を起こしている。その行動には、母親の支援を求め声なき声、真奈ちゃんの助けを求め声なき声があったと捉えるとうどうだろうか。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、虐待のリスクは妊娠届出時のスクリーニングにより、妊娠期から把握する仕組みができ

つつある。こういった仕組みを作ることで虐待のリスクが把握できた人には、手厚く支援ができるようになってきた。しかし、現場の保健師は、「最近の虐待はリスクのない家庭で起きてくる。どうやって虐待を防いでいけばよいのか」と語っている。つまり、妊娠届出時のスクリーニングでは、虐待リスクがないと判断された人も、妊娠期から出産、子育てと進んでいく中で、様々な要因が加わり、虐待のリスクを抱えてしまう人もいる。そういったリスクに対しても、必要な支援が適切に実施されなければ虐待は防ぐことができない。虐待のリスクを点数で見ると、それともその人の支援を求め声なき声から捉えるのかでは対応は大きく変わると考える。リスクはものではなく人にある。つまり、リスクは点数がつけられるが、リスクを抱えた人には点数はつけられない。だからこそ、親や家庭の変化を見逃さず、どこに生活や子育ての困難があるのかを共に探らなければならない。

日本経済は今もって低迷期にある。経済立て直しのための政策は、人間の基本的な欲求(生理的欲求・心理的欲求)すら十分満たすことのできない人々を増やし、今や格差社会と呼ばれる社会に私たちは暮らしている。そのような状態であっても誰もが、何とか精一杯自分らしく生きようとしている。しかし、自助努力だけではどうにもならない状況もまた抱えて生きている。そういった中で、人には、それぞれ、自分の思いがあり、家族の思いがあり、地域で暮らす人々の思いがある。地域の中で丁寧に関係を築き、思いに耳を傾けることができこそ、母親の支援を求め声なき声、真奈ちゃんの助けを求め声なき声が聞こえ、支援する側の声も相手に届くのではないと思われる。

この事件では、保育所を利用したいと思いながら、利用には至っていないが、もし利用することができていたら、真奈ちゃんの命を守ることができただろうか。次節では、子ども虐待防止における保育所の役割と他機関との連携について明らかにしたい。

第2節 子ども虐待と保育所

1 「児童虐待防止法」における保育所の役割

「児童虐待防止法」において、保育所及び保育所職員に期待される役割として、①早期発見、②通告、③情報提供、④関係機関との連携、⑤支援がある。日本子ども家庭総合研究所編(2014, 252頁)では、『保育所保育指針』第4章子育て支援に明記されている内容に沿っ

て、育児不安等が見られる場合、不適切な養育等が疑われる場合、虐待が疑われる場合において、それぞれの対応について明記している。「保育所においては、こうした書き分けを十分理解し、虐待が疑われる前の段階での迅速かつ適切な対応が重要であると認識する必要がある。このように保育所においては、日常のかつ継続的に子どもや保護者と関わる中で、保護者の子育てを支援し、虐待を予防するなどの適切な対応が求められる⁽¹⁸⁾」としている。

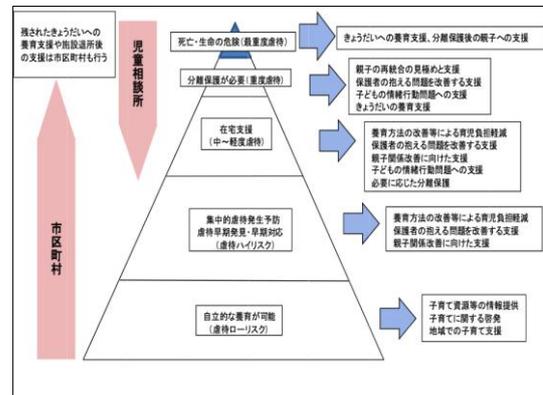
子どもに身体的・精神的苦痛を与えるような関わりを虐待とすれば、不適切な養育等は十分な世話がされずに虐待につながりかねないハイリスクの状態であるということになる。そういった状態に気づくためには、日頃より、親子の状態を丁寧に観察し、わずかな変化にも気づくことのできる力量が求められる。また、気づいたことをそのままにせず、気づきを共有し、早期に関係機関に情報提供をする必要がある。早期発見、早期対応が子どもの命を守ることになるのである。また、虐待が起きてからの対応だけでなく、虐待予防のための子育て支援も、保育所に期待される重要な役割である。そのために『保育所保育指針』においては、保育所を利用している保護者に対する子育て支援と保育所を利用していない地域の保護者等に対する子育て支援、それぞれについて明記されているのである。

保育所は、本来、子どもを保育する施設である。『保育所保育指針』には虐待を受けた子どもの保育については明記していないが、虐待を受けた子どもには全体的な発達の遅れや歪みが見られることから、障害のある子どもの保育に係る事項を適用させる事ができる。虐待を受けた子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、虐待を受けた子どもの保育についても重要な役割を担うことを忘れてはならない。このことは、その子どもの発達を保障するだけでなく、その周りの子どもたちの発達をも保障することである。地域で関係を作りながら、ともに暮らすことが、孤立を防ぎ、将来に向けて虐待の連鎖を止めることにもつながると思われるからである。

2 虐待を受けた子どもの入所の仕組みと援助

子ども虐待対応の枠組みとして、厚生労働省は、「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」において、虐待の重症度と重症度別対応内容、虐待対応にお

ける児童相談所と市区町村の役割について明記している。これらを図に表したものが[図1]である、[図1]を参照しながら、虐待を受けた子どもの保育所入所の仕組みについて述べたい。



【図1：虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割】
出典：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」、12頁、図1より転載

子ども虐待は、[図1]に示されているように、虐待の重症度に応じて、自立した養育が可能な「虐待ローリスク」、集中的に虐待の発生予防に努め、虐待が起きた場合には早期発見・早期対応が必要な「虐待ハイリスク」、在宅で必要な支援を受けながら養育する「中～軽度虐待」、分離保護が必要な「重度虐待」、死亡もしくは命の危険を伴う「最重度虐待」の5段階に分けられている。主に在宅での支援が中心となる「虐待ローリスク」から「中～軽度虐待」は市区町村、分離保護が必要な「重度虐待」から死亡や命の危険等の「最重度虐待」は、児童相談所というように、それぞれの権限に応じて、役割を分担し、必要に応じて連携しながら、虐待の重症度に応じた対応が行なわれている。

「中～軽度虐待」で在宅支援の場合は、保育所を利用していればそのまま保育所を利用することになる。保育所を利用していない場合は、保育所の利用が子どもの成長、保護者の援助において必要である場合、市区町村は、保育所への入所を勧奨する。保育所を利用する場合、保護者の就労にかかわらず、保育所を利用することができる。保育所の利用の理由として、「虐待・DV」となる。ただし、この時点で保護者が就労していれば、保育所の利用の理由は「居宅外労働」、「居宅内労働」、または保護者に障害や疾病があれば「疾病・障害」、他に

は「妊娠・出産」、「育児休業」などがある。よって、虐待による利用であるかどうかは、市区町村の担当課から情報を得る必要がある。

「重度虐待」で分離保護の場合は、一時保護ないし施設入所措置となり、保育所を利用している場合、一時保護の間は短期間で家庭に戻る事が想定されるため、保育所に籍をおきながら欠席扱いとなるが、施設入所となると長期化することも多く、退園扱いとすることが多い。分離保護の措置の解除の際、児童相談所長の採るべき措置として、児童福祉法第26条第1項第5号で、「保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれの保育の利用等に係る都道府県または市長村の長に報告し、又は通知すること」に規定されていることにより、地域での見守りを受けながら家庭での養育が相当と認められる子どもの保護者は、市区町村より、保育の利用の勧奨を受け、再び保育所を利用したり、初めて保育所を利用することになる。

保育所の利用に際しては、「児童虐待防止法」の施設入所等の措置の解除時の安全確認等を規定した第13条の2において、「必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行う」としている。また、日本子ども家庭総合研究所編（2014、253頁）において、措置解除後の受け入れとして「施設入所措置や一時保護から子どもが家庭に復帰し、所属集団に戻る場合がある。時には保育所入所等の地域の援助体制が組まれることを家庭復帰の条件にする場合もある。家庭復帰前には、所属集団に対して事前に復帰の方針を伝えると同時に、入所中の親子の様子を確認し、今後の連携の仕方について協議するため、個別ケース検討会議を開催するなどの打ち合わせが必要である。特に初めてその集団に入る場合などでは、緊急保護の時の連携の経験がないので、児童相談所側から説明に向き、以降の連携の方法等を確認するなど、丁寧な対応が必要である」⁽¹⁸⁾としている。虐待を受けた子どもの保育所への入所に際し、こういった丁寧な対応がなされ、連携の体制が組まれることは、とても心強いと言える。

ところが、こういった対応がなされずに、保育所では何も知らされずに受け入れてしまい、大変な状況に陥るケースもある。市区町村の担当課や児童相談所からの対応がなく、連携が図られない場合は、保育所がこういっ

た制度や仕組みを理解し、入所前に市区町村の担当課に個別ケース検討会議等の打ち合わせを要請したり、児童相談所の担当者に説明を求めることや今後の連携方法の確認が必要である。このことが、虐待を受けた子どもの保育とともに保育所を利用している他の子どもの保育を守ることになり、職員を守ることにもなるのである。

また、在宅支援や分離保護による一時保護及び施設入所措置の解除後において、保育所を利用する場合は、保育所がモニター機関となり、見守りを行うことになる。日本子ども家庭総合研究所編（2014、253頁）には、在宅援助中の連携（モニター）についてとして「虐待の危険度が低く、保護者にも虐待の自覚があり自ら援助を求めるような場合には、在宅のまま子どもが所属集団に通ってくる。（略）日常的な援助と緊急時の通告役を担う保育所、学校等の役割はきわめて重要である。そこで、市区町村や児童相談所は、以下のような援助を行い、連携を強める必要がある。

- ア. 日常における細かい対応についてのスーパーバイズ。
- イ. 事例に応じ数ヶ月ごとに要保護児童対策地域協議会を活用した個別ケース検討会議の開催。
- ウ. 何かあれば、市区町村や児童相談所が対応するという姿勢。
- エ. モニターを任された機関や人の不安な心理に対する理解。」⁽¹⁸⁾としている。

保育所は、ケースに応じ、見守りとともに子どもや親の状況を報告することが求められる。虐待への支援度が低くても、新たなリスク要因が加わることで、時には命に関わるような虐待が起きることもある。保育所入所の際と同様に、保育所にモニターの依頼があった場合についても、このような仕組みを理解し、市区町村や児童相談所の援助や連携方法を確認しておく必要がある。

3 他機関連携と要保護児童対策地域協議会

保育所における子ども虐待対応を考えると、最も関わりが深いのが、市区町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」（ここでは「協議会」という）である。「協議会」は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る事を目的に、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うために児童福祉法第25条の2で規定された組織である。日本子ども家庭総合研究所編（2014、15頁）によれば、

「要保護児童は保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不適当と認められる児童であり（児童福祉法第6条の3第8項）、要支援児童は保護者の養育を支援する事が特に必要と認められる児童、特定妊婦は出産後の養育について出産前において支援を行う事が特に必要と認められる妊婦である（児童福祉法第6条の3第5項）。すなわち、要保護児童、要支援児童及び、特定妊婦の三者が要保護児童対策地域協議会で支援する対象者である⁽¹⁸⁾」としている。「協議会」における情報共有や支援内容の協議に関しては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等がある。通常、代表者会議は年に1回程度開催され、要保護児童を中心に支援内容が協議される。実務者会議は年4回程度開催され、要保護児童等が在籍する保育所、幼稚園、小学校、中学校などのモニター機関や地域担当者からの要保護児童等に関する児童及び家庭の状況等の報告等に基づいて、情報交換及び個別ケース検討会議の必要性が検討される。個別ケース検討会議は、必要に応じて随時行われ、情報をもとに検討し、支援方針を決定する。

「武豊町3歳児餓死事件」では、関係機関の連携の不十分さが原因のひとつとされ、事件後、武豊町では、「協議会」を近隣の市町に先んじて立ち上げている。2007年の児童福祉法改正で設置が義務化され、現在ではほとんどの自治体に設置されている。「協議会」は、子ども虐待問題に対応すべき関係機関連携の要といっても過言ではない。保育所で虐待を疑うケースについては、市区町村の担当課が通告先となっており、通告を受けて、市区町村の担当課は、子どもの安全確認、保護者との面談、指導など、虐待への対応を行うと共に、「協議会」の調整機関（事務局）として、児童相談所や関係機関へ情報の提供や、連携のための連絡調整を行っている。

このような連携を有効なものにしていくためには、関係機関との顔の見える関係作りが欠かせない。この関係ができていないと、個別ケース検討会議を行っても十分な討議がなされず、不調に終わることも多い。日頃より、担当課が保育所を訪問し、それぞれの担当者が互いに顔を合わせて情報を交換し合うなど、安心して話ができる関係を作っておく必要がある。

しかし、担当課の職員は行政職であり、異動もあるため、その度に関係の作り直しをしなければならないことが課題である。ケースに関わるメンバーが変わるとき

は、できるだけ速やかに引き継ぎを行うとともに、全体の場で顔を合わせながら、ケースごとに支援方針やそれぞれの役割、連携の方法について確認しておく必要がある。

厚生労働省による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」では、保育所を利用しながら、命を守ることでできなかった事例もある。子どもを虐待から守るためには、保育所及び保育所の職員が、子ども虐待に係る制度や仕組みを理解し、虐待防止のための役割を果たすとともに、保育所だけで抱え込まず、市区町村や児童相談所と連携して対応することが重要である。

第2章 虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援

第1節 保育に対するアンケート調査

1 調査概要

子ども虐待が増えるにつれ、保育所を利用する虐待を受けた子どもや不適切な養育が疑われる家庭の子どもも増えている。「虐待・DV」を理由として保育所を利用する場合、子どもの保育も保護者支援も非常に困難を伴うことが多い。そのため、保育所側が子ども虐待に関する十分な知識を持たず、保育体制が整備されていないままに、保育所の利用を受け入れてしまうと、通常の保育ができない状態に陥りかねない危険性がある。まさに、このような状態で受け入れざるを得なかった保育所において、保育上の困難としての「たいへんさ」に着目し、保育士の負担がどのようなものであったか、A市B保育園に勤務する保育士を対象にアンケート調査を実施した。調査で得た回答については、本研究の目的以外には使用しないことについて同意を得ている。

この調査では、保育上の困難としての「たいへんさ」について、4項目を設定し、いずれも自由記述により回答を得た。さらに、設問1から設問3までの回答をカテゴリー化し、数値化した。設問4については、回答をそのまま記した。

以下、調査の結果から保育が困難を極めた状況を設問ごとに考察する。

設問1では、保育をする中で子どもへの対応において、「たいへんさ」を感じた事項について回答を得た。

さらに回答を以下の6つのカテゴリーに分類し、可視化した。

カテゴリー1 関係の作りにくさ

[表1: 保育に対するアンケート調査]

調査名	保育に対するアンケート調査
調査場所	A市B保育園(対象:保育士)
調査期間	①平成29年3月20日~27日 ②平成30年3月22日~26日
配布数	①18 ②4
回収率	①②100%
標本数	22

カテゴリー2 衝動的な言動

カテゴリー3 試し行動

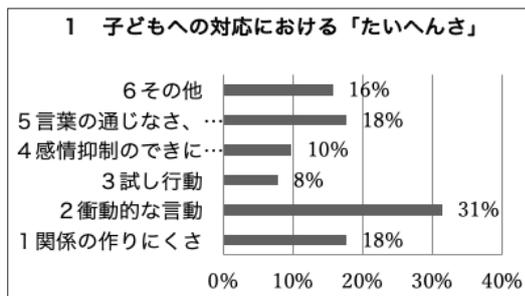
カテゴリー4 感情抑制のできにくさ

カテゴリー5 言葉の通じなさ, 伝わらなさ

カテゴリー6 その他

[表2: 子どもへの対応における「たいへんさ」(実人数と割合)]

1 関係の作り にくさ	2 衝動的な言 動	3 試し 行動	4 感情 抑制の できに くさ	5 言葉 の通じ なさ、 伝わら なさ	6 其 他	計
9	16	4	5	9	8	51
18%	31%	8%	10%	18%	16%	100%



[図2: 子どもへの対応における「たいへんさ」]

子どもへの対応における「たいへんさ」では、衝動的な言動31%、関係の作りにくさ18%、言葉の通じなさ・伝わらなさ18%などの回答があった。

調査の結果から、子どもへの対応の中でも、対人関係の問題による保育の難しさがわかる。「ほめる」、「叱る」が通じない子どもに保育の手立てがなく、保育士に向けられる暴言や暴力は、「子どもだから」と理解していても保育士の感情を揺さぶることになる。保育士との関係を作るのに時間がかかり、早くても半年、中には1年

近くかかる子どももいる。衝動性や言葉の遅れなど発達障害と類似した症状が見られるとともに、発達障害には見られない不安感からくるとされる行動として、「高いところに登る」、「机の下にもぐる」、「どこでも排尿する」、「大きな声で叫ぶ」、「大音量で音楽をかける」、「上から物を投げ落とす」などを観察している。また、これらの行動が見られるときは担任一人で保育することは難しく、クラス集団から離して個別に保育することが必要であった。

設問2では、保護者への対応において、「たいへんさ」を感じた事項について回答を得た。

さらに回答を以下の6つのカテゴリーに分類し、可視化した。

カテゴリー1 子どもへの関心の低さ

カテゴリー2 子どもへの不適切な関わり

カテゴリー3 関係の作りにくさ

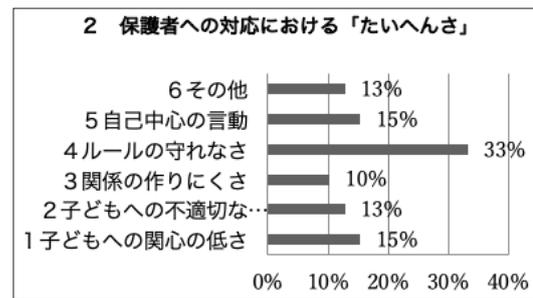
カテゴリー4 ルールの守れなさ

カテゴリー5 自己中心の言動

カテゴリー6 その他

[表3: 保護者への対応における「たいへんさ」(実人数と割合)]

1 子 ども への 関心 の 低 さ	2 子 ども への 不 適 切 な 関 わ り	3 関 係 の 作 り に く さ	4 ル ー ル の 守 れ な さ	5 自 己 中 心 の 言 動	6 其 他	計
6	5	4	13	6	5	39
15%	13%	10%	33%	15%	13%	100%



[図3: 保護者への対応における「たいへんさ」]

保護者への対応における「たいへんさ」では、ルールの守れなさ33%、子どもへの関心の低さ15%、自己中心の言動15%などの回答があった。

調査の結果から、保護者に社会一般の常識がまるで通じないことが多く、保育士が保護者の言動を理解できないことが、保護者への対応を難しくしたことがわかる。

子どもの事よりも自分を中心に考えて行動するなど、子どもが求めているときに応えることができず、それが親子関係をさらに難しくし、さらに保護者の意識を子育てから遠ざけることになる。精神的な失調を抱えている場合もあり、良かれと思って言ったり、やったりしたことの結果に対し、予想外の攻撃的な反応に恐怖を感じ、その保護者の姿が見えるだけで保育士の方が精神的に不安定になることもある。個別ケースごとに支援が異なるため、保護者への対応については、保護者の理解や相談のための専門的な知識や技術を必要とする。

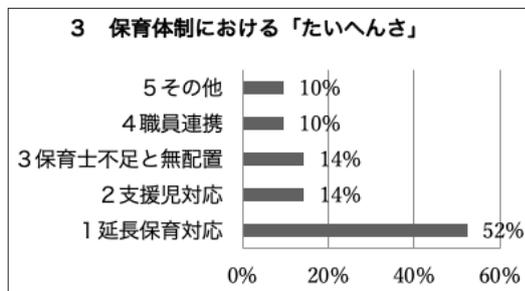
設問3では、慢性的な保育士不足という問題を抱えながら、今ある人的資源を使って保育体制をつくらざるをえない状況での保育体制上の「たいへんさ」について回答を得た。

さらに回答を以下の5つのカテゴリーに分類し、可視化した。

- カテゴリー1 延長保育対応
- カテゴリー2 支援児対応
- カテゴリー3 保育士不足と無配置
- カテゴリー4 職員連携
- カテゴリー5 その他

[表4：保育体制における「たいへんさ」(実人数と割合)]

1 延長 保育対 応	2 支 援 児 対 応	3 保 育 士 不 足 と 無 配 置	4 職 員 連 携	5 其 他	計
11	3	3	2	2	21
52%	14%	14%	10%	10%	100%



[図4：保育体制における「たいへんさ」]

保育体制における「たいへんさ」では、延長保育対応52%、支援児対応14%、保育士不足と無配置14%などの回答があった。

調査の結果、保育士不足に加え、特別支援担当保育士の配置が日中のみであり、延長保育には配置がなかったことにより、日中の保育士が長時間の連続保育をせざるを得ない状況の中、子どものために延長保育に入ることの必要性は理解しているが、保育士の身体的、精神的疲労を引き起こし、負担となっていたことがわかる。支援児（虐待の影響による特別な支援の必要な子ども）については、日中においても一瞬たりとも目を離すことができず、そのような状況が延長の時間までに及んだことで、延長保育に入っている職員はもちろんのこと、延長保育に入っていない職員も、子どもと保護者が園を出るまで緊張を強いられることとなった。保育体制が十分でない中での保育は、保育士への負担があまりにも大きく、職員の心身の不調につながる。

設問4では、その他の「たいへんさ」について、回答を得た。

[表5：その他の「たいへんさ」(主な回答)]

・16時以降に保育に入ることが多く部屋の片付け、活動の準備、話し合い等ができず遅くまで残ったり、持ち帰りの仕事が多かったりしてとても辛い。体力的にも精神的にも辛かった。
・自分自身の仕事の遅さもあるが、帰る時間が遅くなってしまふ。遅くとも全員が6時には帰れるようにという意識を持つようにしたい。
・今年、他の保育園から異動してきたが、「たいへんさ」をとても感じた。
・勤務時間内に仕事が終わらない。
・頻繁に起きる怪我への対応などの自分のメンタルの回復。
・支援児対応に時間や手をかけざるを得ず、他の子どもにも我慢をさせてしまっていたことに気づいた。

その他の「たいへんさ」として、保育体制上、延長保育に入らざるを得ない状況から、「保育準備等の時間がとれない」、「体力的にも精神的にも辛い」、「時間内に仕事が終わらない」、「早く帰れない」などの回答があった。

子育て中の職員もいる中で、少なからず、仕事と家庭や子育ての両立にも影響を及ぼしていたことがわかる。また、支援児に対して、関係作りが難しい中で、保育士のみならず、他の子どもにも向かう暴力を止めることができず、怪我をさせてしまった時の子どもや保護者への対応、他の子どもへの保育が後回しになってしまう状況

に苦悩する様子が見られる。保育士は、その専門性から、保育や子どもの命を守り、その成長発達を支えるという気持ちを非常に強く持っている。だからこそ、何とか頑張ろうとするが、倒れてしまえば、保育はできない。必要な保育体制を作るための保育士の確保と保育士を支援する仕組みを作ることが必要である。

2 調査結果に対する全体考察

今回のアンケート調査では、

- (1) 子どもの衝動性による行動予測が難しく、対応が遅れる。
- (2) 子どもの暴言や暴力により、保育士の感情が揺さぶられてしまう。
- (3) 子どもとの関係を作ることが難しく、時間がかかる。
- (4) 子どもの「特別な行動」の理解と対応が難しい。
- (5) 社会一般の常識が通じず、保護者の言動の理解と対応が難しい。
- (6) 精神的な失調を抱える保護者に巻き込まれそうになってしまう。

など、保育士が子どもの保育や保護者への支援に関わることで大変な負担感を感じていたことが明らかになった。

子ども虐待は、子どもの身体や心に深刻な影響を及ぼす。特に心理的影響においては、一見すると、発達障害に近似した症状を見せるが、根底に保護者との間にアタッチメント (attachment)⁴⁾ の形成困難の問題があり、人への信頼感が持てず、保育士や他の子どもとの関係を作ることが難しい。また、ちょっとした環境の変化に対応できず、不安感に襲われるとそれを解消するべく突発的な行動を取らざるを得ない。保育所に入所している子どもの中には、虐待通告され、明らかに虐待を受けていた子どももいれば、虐待通告されないまでも虐待に近い扱いを日々受けている子どももいる。そういった子どもたちを日々保育し、保護者を支援することは、保育士に大変な負担を強いるものである上に、慢性的な保育士不足や延長保育を実施しているにもかかわらず、特別支援に必要な職員配置がないことが、さらに保育士への心身の負担を大きくしたことも、今回の調査から明らかになった。

子ども虐待は増え続けている。どこか特別な保育所の問題ではなく、日もある。子ども虐待について何も知

らず、保育体制や支援体制が整わないままに受け入れてしまうことで、保育士が疲弊し、バーンアウト (burnout)⁵⁾ など心身摩耗の状態に陥り、子どもの保育や保護者への子育て支援ができなくなるような状況は避けなければならない。そうならないためには、虐待を受けた子どもを園で受け入れる前に、他の子どもの保育を含めて可能かどうか、個別ケース検討会議等で子どもや保護者、家庭の状況等の情報を集め、ケースに関わる担当者の意見を参考に、積極的な検討が必要であろう。その上で、園内で情報共有し、組織として対応することを前提に、保育体制や支援体制を整えることが必要である。

子どもは、どのような状況にあろうとも、発達の要求を持ち、仲間を求め、遊び、育とうとする存在である。虐待を受けた子どもは、時として、受け入れ難く、理解しにくい行動をとることがあるが、その行動の背景や隠された思いを理解し、支援してくれる大人を必要としている。いかなる保育上の困難があろうとも、受け止め、向き合い、関わってくれる保育士の存在や組織として支援し対応する保育所の存在が、子どもの命を守り育てることになる。保育所で出会う保育士との関係が、対人関係の形成や知的発達を促し、子どもの将来に希望を与えることは間違いない。虐待を受けた子どもに見られる発達の遅れや歪みを特別支援の対象に位置付けるとともに、保育体制の整備や支援体制の構築、保育士の子ども虐待に係る知識、虐待を受けた子どもの保育や保護者への支援に関する専門性の向上を図ることが求められる。

第2節 虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援

1 実践を支えた子ども虐待に関する理論

虐待を受けた子どもや親を理解し、保育や支援の手立てを講じるために参考にした理論について述べる。

ひとつは、杉山 (2007) である。杉山 (2007, 19-20 頁) は、虐待を受けた子どもの臨床に関わる中で、虐待を受けた子どもたちに発達障害に近似した症状が見られるとして、「子ども虐待の影響は、幼児期には反応性愛着障害として現れ、次いで小学生になると多動性の行動障害が目立つようになり、徐々に思春期に向けて乖離や外傷性後ストレス障害が明確になり、一部は非行に移行していくのである」¹⁾ とし、「それだけではない。数多くの被虐待児を見ていると、みな兄弟のように似ている。また、知的には境界線知能を示すものが多い。さら

に知的なハンディキャップを勘案しても、なお知能に見合った学力を得ることが難しく、学習に大きな困難を抱えるものが過半数を占める。また、先に述べたように、多動性行動障害を呈するものが非常に多く、衝動コントロールが不良で、ささいなことから相互に刺激し合い、時にはフラッシュバックを起こし、大げんかになるかフリーズを生じるかといった状況を、毎日のように繰り返している。また、衝動的な盗みなども多発する傾向がある。さらに、予測を立てたり、整理をしたりといったことが著しく不得手な子どもが多い。(略)これはADHD(注意欠陥多動性障害)によく似ているが、ADHDではない⁽¹⁾として、子どもの発達障害について、「第一は、精神遅滞、肢体不自由などの古典的発達障害、第二は自閉症候群、第三は学習障害、注意欠陥多動性障害などの軽度発達障害、そして第四の発達障害としての子ども虐待である」⁽¹⁾と述べている。

ひとつは、友田(2012)である。虐待を受けた子どもの脳の医学的研究から、友田(2012,127頁)は、脳の正常な発達を遅らせる虐待による後遺症として、「子ども時代に受ける虐待は、脳の正常な発達を変化させ取り返しのつかない傷となりかねない。極端なストレスは、さまざまな反社会的行動を起こすように脳を変えていく」⁽¹⁹⁾と述べている。虐待の種別ごとに脳のどの部位に通常の脳とは違う所見が見られるかという研究結果は、目の前の子どもの行動を感情論でなく、科学的かつ理論的に理解する上で役立った。また、友田は、虐待の現場から子どもたちを救い出すことが、「いやされない傷」を「いやされる傷」に変えていく可能性にも触れている。虐待で傷ついた脳は、その後の適切な治療や関わりの中で、修復されていくことができることは、虐待を受けた子どもと日々向き合う者にとって、多くの困難を希望に変えるものである。

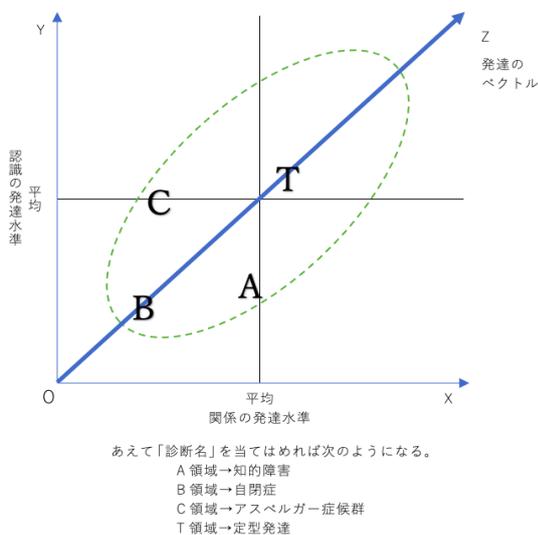
ひとつは、遠藤(2017)である。ボウルビイがまとめたアタッチメント理論について、遠藤(2017, 59頁)は、「アタッチメントは、『特定の他者とくっつくこと』を指します。しかし、いつでもどこでもくっつくことではありません。何らかの危機に接した時、あるいは危機が予想されたときに生まれる恐れや不安などのネガティブ(否定的)な感情を、特定の他者にくっつくことで調整しようとする欲求であり、実際にくっつくという行動の傾向を指します」⁽²⁰⁾と述べている。また、遠藤(2017, 100-101頁)は、アタッチメント対象は保護者に限定さ

れるものでないとして、アタッチメント対象としての条件として、「①身体的・情緒的ケアを十分に与えること、②子どもの生活において連続的かつ一貫した存在であること、③子どもに対して情緒的投資を行うこと」の3つをあげ、保育者はこの3つの条件を満たしており、子どもにとってのアタッチメント対象者になりうるとして、保育者とのアタッチメントは、「一般的には、親とのアタッチメントが先行します。このアタッチメントが、その後の家庭外の保育者などの関係性に影響を及ぼす可能性があります。その反面、家庭における親子関係に不足しているものを十分に補う力もあります」⁽²⁰⁾と述べている。

ひとつは、西澤(2010)である。西澤(2010, 171-177頁)は、アタッチメント行動が発達にともなって少なくなっていくことを、「アタッチメント対象のイメージ(表象対象)が子どもの心のなかに住むようになる、つまり内在化されていくというものである。ボウルビイはこれを『内的ワーキング・モデル』と呼んだ」⁽²¹⁾として、「子どもは、アタッチメント対象の内在化により、それまでは自己の外にあった情緒的安定性の「基地」を、自己の内部に備えることが可能になるのだ」⁽²¹⁾と述べている。また、アタッチメントの障害としての「反応性愛着障害」について、「反応性」とは、虐待や不適切な養育、アタッチメント対象の突然の喪失や関係の断絶などによってアタッチメントの障害が生じることとして、「脱抑制型」、「抑制型」について説明している。加えて、虐待を受けた子どもに見られる暴力的行為や破壊行為などの「キレル」という現象について、「アタッチメントが適切に形成された子どもは、成長するにつれて、心のなかのイメージに支えられながら自分ひとりの力で安定した状態を回復できるようになると考えられる。それに対して、不適切な養育環境に置かれた子どもは、アタッチメントが適切に形成されておらず、そのために「キレル」状態になりやすいと言えよう」⁽²¹⁾と述べている。虐待を受けた子どもを保育するには、保育士がアタッチメント対象として、子どもの心に住むことのできるような関係性を作っていくことが求められると言える。

ひとつは、滝川(2017)である。精神医学の見地から、滝川(2017, 187頁)は、発達障害における体験世界について、「発達の領域分け」として図(ここでは[図5:発達の領域分け]として掲載した)に示しながら

ら、「ひろく一般論で言えば、発達におくれが大きいほど、その子どもたちは、そうでない子どもたち（T領域）に比べて不安や緊張のずっと高い体験世界を生きている。認識の発達に遅れがあれば、自分にはよくわからない世界のなかにおかれる。どうしたらよいかかわからないこと、どうしたらよいかかわからないこと、そんなことでいっぱいの世界となるからである。一方、関係の発達に遅れがあれば、ひとと支えあう力がよく育たず、そのぶん自分ひとりで世界を受け止めていかねばならないからである」⁽²²⁾と述べている。



【図5：発達の領域分け】

出典：滝川一廣（2017）『子どものための精神医学』，10頁。
図より転載

虐待を受けた子どもは、虐待の影響により、発達のな問題を抱え、関係の発達の遅れを主としながら、認識の発達にも遅れが見られることが多いことから、この図を使うことで、杉山（2007）が「第四の発達障害としての子ども虐待」と呼ぶ、虐待を受けた子どもの発達の遅れや歪みについて、理解しやすくなると考える。

また、滝川（2017，315-317頁）は、子育てで困難の第2グループとして、子育てのレベルが現代社会の一般レベルに届いていない子育てを「不備な子育て」として、その端的なあらわれが、「児童虐待」として社会問題化している子育ての失調であるとしている。「不備な子育て」はなぜ生じるかとして、子育てはハードワークであり、何より必要なのは「こころのゆとり」であるとして、「子育てに深刻な不備や失調が起きるケースに共

通しているのは、このゆとりの喪失や剥奪である。だから、子育てに何らかの困難や不備が起きた場合、何より必要なのは養育者が少しでもゆとりを持てるための支援となる」⁽²²⁾と述べている。このゆとりを奪う要因として「①経済困難，②家族間の不和，③疾病，④子どもの障害，⑤子育ての不得手さ」をあげている。特に①と②が極端に「不備な子育て」をもたらす最大の背景であり続けているとしている。滝川（2017，332頁）は、子育ての不備の中で子どもの生存や心身の発達を危うくするほど極端な子育ての失調を「児童虐待」と呼ぶようになった歴史を振り返りつつ、「児童虐待防止法」に触れ、「子育ての不調や失調を抱えた親を社会として支援して行く方向性に乏しい」として、家族支援においては、「まず『虐待』の概念を捨てることである」⁽²²⁾とも述べている。家族支援において重要なのは、「子どもを虐待するひどい親」という見方から始めることはできない。子育ては容易なことではない。まして一人ですることはそれだけで困難を生じ、保護者の不調につながることは容易に想像できることから、そこに共感し、保護者との関係を作ることから始めなければならないことを示唆している。

以上の子ども虐待に関する理論を参考に、虐待を受けた子どもや親の理解をすすめて、保育及び保護者への支援を実践してきた中から、一つの事例を取り上げ、検討する。事例については、個人情報保護の立場から、内容の本質を変えない範囲で書き換えている。

2 虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援の事例

本事例は、母親による虐待により、在宅支援となった子どもをA市B保育園で保育し、保護者支援を行なった事例である。

【事例 世代間連鎖する虐待と保育・保護者支援】

① 基本的事項

対象児童 M男（6歳）

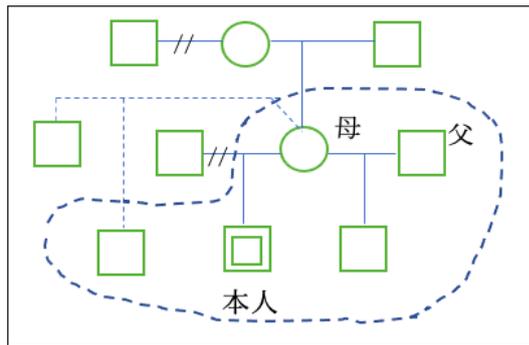
事例の対象期間 3歳児クラス～5歳児クラス

主な加害者 母親

虐待と思われる状況 身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待

② ケースの概要

母親は、未婚でM男の兄を出産。その後、別の男性と結婚しM男を出産するが、ほどなく離婚し、



[図6：家族図]

また別の男性と結婚。M男の弟が生まれる。兄弟はいずれも父親が異なる「ステップファミリー」⁶⁾である。兄弟3人は、虐待により、市から保育の利用の勧奨を受け、保育所に入所している。母親は、保育所に子どもを預けて働こうとするが、続かず、非正規の父親の給料のみで生活しており、経済的に余裕がない。母親の両親は離婚、援助はない。

③ 虐待の内容と経過（担当課通告対応分）

- ・身体的虐待（母）

妊娠中及び出産後のイライラから子どもに手を出したもの

- ・ネグレクト（母）

子どもだけで外を歩いているところを保護され、児相送致し一時保護となったもの

④ 上記以外の虐待に繋がりがかねないと思われる内容と経過

<3歳児>

- a 決められた登園時間までに子どもを連れてくる
ことができない。
- b 風呂に入れておらず、子どもの体が臭う。
- c 排泄物が溜まった紙パンツをはかせたまま登園
する。
- d 保育に必要な持ち物を何も持たせない。
- e 子どもに罵声を浴びせる。
- f 家の中に物が散乱し、足の踏み場のない状態に
なっている。

<4歳児>

3歳児の内容に加え、父親ではない男性を保育所に連れてきたり、その男性に子どもの面倒を見させたりする。

<5歳児>

3歳児のa, d, e, fに加え、夫婦間の暴力を子どもに見せる。

⑤ 保育所での子どもの様子

アタッチメントの形成困難による人への信頼感の弱さと不安感の強さがあり、不安を解消する対象が内在化していないために、なんとか自分で不安を解消しようとするための様々な行動が見られた。

3歳児では、突然、保育室から裸足で園庭に走り出て、ジャングルジムなど高いところに登るなどの姿が見られるようになった。母親が迎えにきても喜ばず、母親から隠れたり、反対の方に行ったりする。

4歳児では、色々な刺激に反応し、他の子どもを突き飛ばし、馬乗りになったり、蹴ったり殴ったりするようになった。じっとしていられず、食事中も座ってられない。昼寝を嫌がり、別室で過ごす。担任以外の保育士への暴言や暴力があるとともに、担任の保育士に対しては、トイレにもついていきながらのような姿が見られるようになった。担任が帰った後で、他の保育士に「さみしいの？」と声をかけられたことで、衝動的に2階のベランダから、そこに干してあったモップを下に投げ落とすということがあった。

5歳児では、集中時間が短く、他の子どもと同じ時間、活動することが難しい。突然、不安定になり、物を投げたり、他の子どもにつかみかかったりする。一方、担任との関係が出来始め、不安な時には「〇〇せんせい」と名前を呼んで、担任がいることや自分に注がれている眼差しを確認し、落ち着く姿が見られるようになってきた。担任が不在の時は、特別支援担当保育士（ここでは「担当保育士」という）を頼りに過ごすことができるようになってきた。また、保育士の力を借りながら、保育所で必要なものを母親に伝えたり、持ち物を用意して持ってきたりするようになった。

⑥ 保育所での対応

（保育体制）

M男に対しては、虐待を理由とした全体的な発達の遅れとして、4歳児より特別支援対象児として、1対1で担当保育士を配置した。M男のクラスは複数の保育士で保育を行う。兄弟にも同様に発達の

遅れが見られたため、3対1の担当保育士を配置する。延長保育を利用していたが、この自治体では制度上、延長保育に担当保育士の配置がなかったため、一人に負担が偏ることを避けて、延長保育対応を保育士全員が交代で行うようにした。保育士にとっては2週間に一度、日中からの連続保育となり、負担が大きくなったが、結果、全ての保育士がM男に関わることでM男の問題を他のクラスの問題でなく、自分ごととして考えられるようになるという効果が見られた。今、大人が向き合うことで、M男の中に信頼できる人が増え、安心して人とかかわり、その中で育つことが、保育士としての自分達の願いでもあることを確認し合った。

担当保育士が虐待を受けた子どもに関わるのが初めてであり、関わり始めて6ヶ月ほどたった頃、「M男に関わろうとすると震えてくる」という訴えがあり、精神的な不調を抱えていることがわかり、すぐに担当の変更をした。4歳児の担任は、担当保育士の援助もあり、M男に対して、「かわいいと思える」と話しており、それがM男との関係を作っていくベースになった。4歳児では担任がいると後追いの状態が見られ、いないと不安定な状態が見られたため、担任が保育の途中でいなくなるような状況はできるだけ避けるとともに、やむを得ない時は他の職員が、目を離さず見守るようにした。5歳児では、担任を持ち上がりとした。衝動的な行動は続いており、相手に怪我をさせてしまうこともあり、他の保護者からの苦情も多くあった。他の子どもの安全を守るとともにM男をクラスの仲間から孤立させないために、担当保育士は常に目を離さず、すぐに対応できる位置で見守るようにした。

(保育方針)

M男にとって、保育所が安全で安心な場所になるようにすることを基本にした。登園時間が遅くなることから、集団に合わせるのではなく、M男の様子に合わせて、集団の活動に参加するようにした。家庭で用意することができないものは、M男が困らないように保育所でも用意しておきながら、保護者に働きかけ、少しずつ家庭から持ってくるができるようにした。また、特定の保育士とのアタッチメントを基本に、M男の不安を察して、アタッチメントの力を引き出し、それに応えるように

する。不安が強い時には、場面や場所を変えることが有効であることから、保育室とは別の部屋を使い、担任または担当保育士が1対1で不安が解消されるまで関わるようにした。担任や担当保育士との関係を基に、徐々にクラスの子どもの関係や他の保育士との関係へ広げていくようにした。

(情報共有と子ども理解)

M男や家庭の状況について、全職員に情報共有を行なった。また、変化がみられた場合、その都度、速やかに情報共有を行った。その際、職員に対して、職務上の個人情報保護について確認をした。また、虐待を受けた子どもの行動について理解するために、文献を読み合わせたり、市の子ども虐待防止研修会に参加したりするなどして学習し、虐待による影響であることを全職員が認識するようになった。そうすることで、一部の職員に見られた「特別扱いではないか」という疑問を解決し、M男の育つ権利を守ることにつながった。また、M男に関する保育場面についての検討を行った。それにより、M男の行動が虐待の影響によるものであることを理解するとともに、今の状態について共有した。虐待を受けた子どもによく見られる行動を強化するような感情的なかかわりを避け、まず、保育士が気持ちを落ち着けて関わるようにした。感情的に揺さぶられてしまい、適切に関わるのが難しい時には他の保育士と代わるなど、かかわり方やサポートの体制についても確認した。

⑦ 保護者の状況と支援

母親の養育歴から、母親も幼児期に虐待を受けており、全身の震え、自傷行為などPTSD (post-traumatic stress disorder)⁷⁾と思われる症状が見られる。母親自身が基本的な生活習慣が身につけておらず、社会規範を守ったり、良好な人間関係を作ることができにくいため、担任保育士の負担を考え、保護者への対応は、園長もしくは主任保育士が行なった。母親や父親を「虐待をする親」というような否定的な見方をしないように、「母親は、毎日、遅くなくても保育園に連れて来られる」、「父親は、毎日、休まず働きに行っている」というように肯定的に見るようにした。できないことを理解し、母親を非難したり、説教をしたりしないように気をつけるとともに、こちらが話をしたいときではなく、母

親が話をしたいときにゆったり聞くようにした。母親が子どもを連れてきたときは、すぐ受け取るようにするとともに、母親が子どもを連れて帰れないときは、子どもを連れて車へ乗せるまで手伝うなど母親のストレスを減らし、少しでもゆとりが持てるようにした。M男が担任の働きかけで母親に持ち物や行事について伝えられるようになると、母親もそれに応えようとする姿が少しずつ見られるようになってきた。園長に対し「母親みたい」と言うようになった頃から、母親は、主任保育士や担任にも自分から話しかけていくようになった。また、声をかけてくれた他の保護者と話す姿も見られるようになってきた。

⑧ 関係機関との連携

入所前に虐待通告により、担当課が家庭状況等を把握し、要保護児童として支援してきたことから、入所時には、情報共有と支援方針や連携方法の説明が行われた。入所後の保育所との連携については、担当課付の保健師が、園を訪問した際に、一緒に子どもの様子を確認したり、園の状況を伝えたりするとともに、母親や家庭に関する情報を共有した。担当課の行政職員は、必要に応じて家庭訪問等による養育状況の確認をし、支援状況を伝えてくれた。子どもの発達の遅れや歪みに関しては、臨床心理士による巡回相談でアドバイスをもらうことができた。また、モニター機関として情報の提供を行った。必要に応じて開催された個別ケース検討会議では、情報交換を行うとともに、新たな支援方針が決定された。支援方針に従って、関係各機関が役割を分担、連携して支援にあたった。

3 考察

- ① 虐待が繰り返され、家庭環境や両親の子どもへの関わりは、指導を行っても改善の見られない状態であった。母親自身も、幼少期の虐待の影響から、PTSDと思われる症状が見られ、子育ての力がほぼない状態であった。子どもは、家庭において、常に危険な状態にさらされており、保育所を利用しながらの在宅支援に限界を感じるケースであった。
- ② 虐待を受けた子どもは、言葉を獲得し、自由に動くことができるようになる3歳くらいから、衝動的な行動や他者に対する暴言や暴力が目立ってくる。

2歳児クラスで、他の子どもに対する危険な行為が見られたにも関わらず、虐待による影響という認識がなく、特別支援の対象となっていなかったことが、保育を一層困難にした。

- ③ 4歳児からは、虐待の影響による全体的な発達の遅れとして、「特別支援児保育所等入所審査委員会」に担当保育士の配置を申請した。委員のメンバーの一人に、この家庭を担当している保健師がおり、虐待による影響について知識があったことと、園での子どもの様子をよく知っていたことで、子ども1人に対して担当保育士1人の1対1の配置が認められた。通常は、子ども3人に対して担当保育士1人の配置であることから、特例が認められたことになる。これにより、担任と担当保育士が連携しながら、保育を行うことができるようになった。
- ④ 虐待を受けた子どもの行動の中には、相手の心や体を傷つける行為が含まれるため、わかっているにもかかわらず、保育士は感情を揺さぶられてしまう。この事例の保育士は自分の状態に気づき、助けを求めることができたが、状態に気づかないもしくは気づいても助けを求めることができなかった場合、周りが気づくのが遅ければ心身に不調をきたし、バーンアウトしていた可能性が高い。感情が揺さぶられ、適切な関わりができないと思った時には、他の保育士と交代するなど、担任や担当者ひとりに任せず、職員間で支え合うことが大切である。
- ⑤ 虐待を受けた子どもの保育では、特定の保育者とのアタッチメントを基本とした。4歳児の段階では、担任との間に関係ができ始めたが、担任がいないと途端に不安定な状態が見られたため、さらにもう1年、変わらない人の存在が必要と考え、同意を得て、5歳児の担任を持ち上がりとした。これにより、担任との関係が深まり、担任がいなくても、徐々に安定して過ごすことができるようになった。担任や担当保育士がアタッチメント対象として内在化されてきたと思われる。
- ⑥ 保護者への支援では、関係機関からの情報で、虐待の背景として、母親も虐待を受けて育ち、今もその傷が癒えない状態にあることがわかったことが、保護者の言動を理解するのに役立った。「虐待をする親」という見方から離れ、母親ができることをともに考え支援するなど、ひとりの人として尊重する関

わりが、母親にとって、保育所が安全で安心な場所になり、保育所の職員を信頼することにつながったと思われる。

- ⑦ このケースは、入所前に担当課から、情報提供、支援方針や連携方法の説明があったことにより、保育所入所後の家庭の変化にも、速やかに連携して支援することができた。特に、家庭訪問による養育状況の確認や家庭支援などを担当課が担い、保育所はM男の保育と保育所でできる保護者支援を行うなど、それぞれが役割を分担して支援をすることができた。また、保育所からM男や保護者の状況について、積極的に発信し、支援を求めたことも有効であったと思われる。保育所から何も言わなければ、問題なく保育や支援ができていくということになるからである。この連携及び保育所からの発信があったことで、少しずつ親子に良い変化が見られるようになったとともに、虐待の再発を防ぐことができたと言える。

この事例は、入所前から、市や児童相談所が支援しており、担当課付の保健師が専門的知識を持っていたこと、担当課の職員に連携の必要性の認識があったこと、市が子ども虐待防止対策に積極的であり、保育所の職員全員が子ども虐待に関する専門的な研修を身近で受講できたことなど、担当課や児童相談所との連携や保育所内の職員間の連携により、子どもの成長や家庭の変化に合わせて、子どもへの保育や保護者への支援を行うことができた事例である。

保育所において、虐待や不適切な養育が見られる子どもを保育し、保護者を支援していくことは並大抵のことではない。だからこそ、保育士は、子ども虐待やその対応について、知っていることが重要になる。知らないことは子どもの命を危険に晒すことになるからである。また、個人でなく組織として対応すること、保育所だけでなく関係機関と連携して対応することを基本としたい。そうすることで、支援する側も守り、支援し続けることを可能とする。虐待を受けた子どもや保護者が、将来、社会の中で人とかわりながら安心して生きる基盤を得るために、保育所で何ができるかを考え実践するとともに、就学等で保育所から離れた後も、親子のことを気にかけて続けることが大切であると考えらる。

近年、子ども虐待による子どもへの影響が次第に明ら

かになり、日本子ども家庭研究所編（2014，6-8頁）では、虐待の子どもへの影響として、「虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴がある」⁽¹⁸⁾と書かれている。特に心理的影響では、対人関係の障害、低い自己評価、行動コントロールの問題、多動、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、偽成熟性、精神的症状の7つをあげている。子ども虐待による子どもへの影響の大きさは、事例でも明らかになった。子ども虐待は古くて新しい問題であり、大人が生きづらい社会においては、減ることはない。大人自身が生きづらいときには、子育ては大人にとって、大変さだけを意識させ、子どもの成長の喜びを味わうことができなくなってしまふ。「児童虐待相談対応件数」の増加は、大人が生きづらい社会であることを表しているのかもしれない。事例の父親は非正規雇用で、少ない給料で家族4人を養っていた。生活保護制度や福祉サービスの利用を考えたが、制度の隙間にあるこの家族に使える制度や福祉サービスがなかったことも付け加えておく。

第3節 保育と支援の方法についての検討

1 子どもの保育と支援の方法

虐待を受けた子どもの保育の負担感についての保育士へのアンケート調査の結果から、通常の保育方法であるところのほめる、叱るが通じない子どもをどう保育するのかという課題に直面した保育士の悩みや負担感が明らかになった。ほめる、叱るは、言葉を使った子どものよい行動を増やす保育士の関わりの一つである。言葉を使う以上、その言葉が子どもに届くことが必要である。ところが虐待を受けた子どもはこの言葉を受け取ることが難しい。なぜ受け取ることが難しいのかというと、虐待の影響により、人を信頼し、関係を作りにくいことが考えられるからである。

よって、保育において何よりもまず行わなければならないことは、子どもとの関係づくりである。関係を作ることにより、子どもに保育士が信頼できる存在であることを知らせ、困った時には助けをを求める対象とならなければならない。虐待を受けた子どもは、アタッチメントの形成に困難が見られるため、人を信頼する力が弱く、不安な状況になった時に、人に助けを求める行動をとることができないゆえに、衝動的な行動であったり、暴言

や暴力であったりすることを理解しなければならない。保育室を飛び出したり、机の下に潜ったりすることも暴言や暴力も人に何をされるかわからない怖さや不安から、そこから逃げ出そうとしたり、先に言ったり、叩いたりしてしまうと捉えられる。このような行動が見られた場合、保育の方法として、特定の保育士による1対1の関わりが有効であり、言葉を添えながら子どもの気持ちを探り、不安を解消する手立てを講じる必要がある。場面や場所を変えた方が落ち着くと思われる場合、保育室から別室に誘う際には、不安にならないよう、行き先を告げてから、子どもと一緒に部屋を移動するようにする。この場合の別室は、子どもが行きたいと思える居心地の良い場所であることが重要である。特定の保育士との1対1の関わりは、子どものアタッチメントを引き出し、それに応えることで、子どもの気持ちを安定させていくことができる。子どもが落ち着いたら、クラス集団に戻すが、担任と担当保育士との連携が取れていることが重要である。

事例では、このような保育の積み重ねにより、担任や担当保育士がアタッチメントの対象として内在化され、保育士が目の前にいなくても安定して過ごすことができるようになったと思われる。ここから、基本的信頼や社会的信頼を育てていくことが始まる。保育の効果を急がず、発達の主体は子どもであることを忘れずに、時間はかかるとも人間らしく生きていける力を育てていきたい。

2 保護者への支援の方法

保護者支援において、保育士のアンケートからは、保護者の行動の背景にまで目を向けることができずに目の前の現象のみを捉えて大変さを述べている。そういう場合、保護者との関係づくりは難しく、ひとたび問題が起これると大きな問題に発展しかねない。保護者との関係は保育所を利用せざるを得ない子どもに大きな影響を与えることから、保育所においては保護者との良好な関係づくりが求められる。虐待をする保護者の場合、虐待をしたくてしているのではない。虐待は許されることではないが、虐待をする保護者には、その行動に背景がある。図でなく地を見ることをしなければならない。それによって、初めて保護者に寄り添うことができる。事例にもあげたように、虐待している保護者の背景から、保護者もまた虐待を受けて育ち、今もその影響から生活や養

育の力がほとんどない場合は、外からの要求に対して行動することは期待できないことがわかる。支援の始めは、保護者を一人の人として尊重し、保護者ができることを見つけることから始めなければならない。そこから、少しずつ、できることを増やしていくことが支援の基本である。

滝川(2017, 358頁)は、「子どもは、養育者を軸としたおとなとの密接な交流を成長の糧としている。子どもの側に交流力の不足があれば、どんな発達のおくれやかたよりが生じるかは発達障害のところで詳述した。この交流は相互的・双方向的なものなので、養育をする側にその力不足や不全があっても、発達のおくれやかたよりが生じやすい」⁽²²⁾と述べている。養育する側にこの力不足や不全があり、それゆえに子どもに適切な世話や関わりができずに生じている子どもの発達の遅れや偏りが、杉山(2007)の「第四の発達障害としての子ども虐待」である。ところがこの障害は保護者の養育態度や家庭環境がよくなることで、時間はかかるが遅れを取り戻したり、偏りを減らしたりすることができることが明らかになっている。

保護者は貧困、病气、障害、依存症、夫婦間の不和など様々な問題を抱えている。保育所がその問題に気づき、専門機関へつなぐことのできるケースもある。親が、自分の抱えている問題に向き合い、周りの助けを得ながら、暮らしを安定させ、心にゆとりが持てるようになることで、子どもに向ける眼差しが柔らかくなり、子育てにも楽しみが見出せるようになる。日々のたわいのない話のできる関係を作りながら、保育所だからこその保護者支援に取り組まなければならない。

3 まとめ

虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援において、保育士へのアンケート調査の結果及び事例について考察し、さらに保育と支援の方法についての検討を行った。その結果、保育所において、虐待を受けた子どもを保育し、その保護者を支援する場合、子どもの権利が保障され、安全で安心できる場所であることを保育の営みの前提に、保育体制や施設の整備を条件として行わなければならないことを改めて認識することができた。その上で、虐待に関して専門的な知識を得るための研修の受講、文献による理論研究で得た知識を実践に対応させていくこと、対応の結果を職員間で共有することで子ども

や親の理解を深め、保育方法や支援方法を考え出すことができた。また、保育体制が不十分ななかではあったが、担任を中心としながら、担当保育士をはじめ、園内のすべての職員が互いにサポートする体制を作ったことは、職員の健康を守り、保育をする中での安心につながった。

虐待を受けた子どもや保護者を支援するためには、2つの場面がある。一つは、この章で述べた保育所における保育や支援の場面であり、もう一つは、第1章で述べた地域の児童相談所や自治体の関係部署との連携の場面である。この二つの場面は必要に応じてつながりながら、虐待対応を可能にしていく。保育所は、法や制度から虐待対応の仕組みを理解し、自治体の虐待対応の仕組みに落とし込みながら、積極的に連携していくことが、虐待防止につながる。その際には、支援する側が、人として互いを信頼し、尊重し合う関係であることが親子に良い影響を与えることも忘れないようにしたい。

ここまで、保育所における虐待を受けた子どもの保育と保護者への支援について述べてきた。次章では、子育てに関する意識調査の結果を中心に、子育てに対する保護者の意識変化を探り、何か起きてからの支援でなく、起きる前の支援として、虐待予防に資する保育所の機能や保育士の専門性を活かした子育て支援について述べたい。

付記・謝辞

本稿は、同朋大学人間福祉研究科人間福祉専攻2018年度修士論文「児童虐待を考える－保育所における保育と子育て支援－」に、一部修正及び加筆し、『日本福祉大学子ども発達学論集』第16号に投稿するものである。なお、投稿にあたり、執筆要領に従い、データの大きさから、二つに分け、今回はそのうちの一つを投稿するものである。

最後に、同朋大学人間福祉研究科において、指導していただいた宍戸健夫教授（現愛知県立大学名誉教授）、本論文の投稿を薦めていただいた本学の東内瑠里子准教授、そして、困難かと思われる保育と一緒に取り組み、アンケートに協力してくれた保育者たち、すべてのみなさまにこの場を借りて感謝申し上げます。

注記・参考及び引用文献

[注記]

1) 2015.12.21「子どもの貧困対策会議」決定

- 2) 武豊町における健康診査後のフォロー教室
- 3) 欲求を満たす機能が働かなくなった場合に、より以前の発達段階の状態にまで逆戻りすること。いわゆる「赤ちゃん返り」と言われる愛情を確認する行動が見られる。
- 4) 日本語では「愛着」と訳されている。イギリスの児童精神科医ボウルビィ・Jが提唱した理論。日本では、愛情論的に親子の間の情緒的な絆と言われることもあるが、アタッチメント(attachment)は、恐れや不安などの否定的な感情を、特定の他者にくっつくことで調整しようとする欲求であり、くっつくという行動の傾向のことであることから、近年では「アタッチメント」とそのままカタカナで表記されるようになった。
- 5) 日本語では「燃え尽き症候群」と訳されている。アメリカの精神心理学者H・フロイデンバーガーが1970年代に提唱した概念。それまで意欲を持って一つのことに没頭していた人が、あたかも燃え尽きたかのように意欲をなくし、社会的に適応できなくなってしまう状態のこと。
- 6) 保護者のどちらか、あるいは両方に子どもがいる状態で結婚(事実婚を含む)してできた家族。家族構成が複雑で、血縁関係のない親子関係が家庭内に存在しており、虐待のリスク要因の一つとされる。
- 7) 日本語では「心的外傷後ストレス障害」と訳されている。心身の安全が激しく脅かされ、それへの防御が不可能な状況を条件として生じる現象のこと。「フラッシュバック」、「回避」、「解離」など多様な現象がある。

[参考・引用文献]

- (1) 杉山登志郎(2007)『子ども虐待という第四の発達障害』学習研究社
- (2) 保育研究所編(2003)『子どもの「変化」と保育実践―「荒れる」「キレル」をのりこえる』(月刊『保育情報』臨時増刊号 No.314)全国保育団体連絡会
- (3) 大阪保育研究所編(2008)『保育の現場に生かす「気になる子ども」の保育・保護者支援』かもがわ出版
- (4) 全国保育問題研究協議会編(2006)『人と生きる力を育てる～乳児期からの集団づくり～』新読書社
- (5) 春原由紀(2004)「保育者の「虐待」に関する意識と経験(1)―保育者の役割と保育者を守る視点の必要性―」『武蔵野大学人間関係学部紀要』第1号
- (6) 土屋葉(2004)「保育者の「虐待」に関する意識と経験(2)―保育者の支援体制の構築に関する一考察―」『武蔵野大学人間関係学部紀要』第1号
- (7) 春原由紀・土屋葉(2004)『保育者は幼児虐待にどうかかわるか―実態調査に見る苦悩と対応』大月書店
- (8) 高橋伸夫(2021)「保育所における児童虐待と保護者支援」『佛教大学大学院紀要』社会福祉学研究科篇 第49号
- (9) 保育と虐待対応事例研究会編(2004)『子ども虐待と保育園―事例研究と対応のポイント』ひとなる書房
- (10) 保育と虐待対応事例研究会編(2009)『続・子ども虐待と保育園―事例で学ぶ対応の基本』ひとなる書房
- (11) 保育と虐待対応事例研究会編(2019)『保育者のための子ども虐待対応の基本』ひとなる書房

- (12) 小堀智恵子 (2017) 「反貧困としての保育実践と課題—子育て世帯の生活アセスメントの視点から—」『総合社会福祉研究』第48号
- (13) 梶美保 (2015) 「妊娠機からの途切れのない子育て支援—北陸3県の調査より—」日本保育学会 第68回大会 発表論文集
- (14) 宮崎つた子 (2016) 「保育所における妊娠期からの子育て支援に関する研究」『科学研究費助成事業 研究成果報告書』
- (15) 竹下徹 (2001) 「保育所の保護者支援へのアクセス時の困難と保育所の相談支援体制に関する研究」『科学研究費助成事業 研究成果報告書』
- (16) 杉山春 (2007) 『ネグレクト—真奈ちゃんはなぜ死んだか』小学館文庫
- (17) 宍戸健夫 (2006) 「親による児童虐待は、なぜ、くいとめられないのか」『幼年教育』No.149
- (18) 日本子ども家庭総合研究所編 (2014) 『子ども虐待対応の手引き』有斐閣
- (19) 友田明美 (2012) 『新版 癒されない傷—児童虐待と傷ついていく脳』診断と治療社
- (20) 遠藤利彦 (2017) 『赤ちゃんの発達とアタッチメント—乳児保育で大切にしたいこと—』ひとなる書房
- (21) 西澤哲 (2010) 『子ども虐待』講談社現代新書
- (22) 滝川一廣 (2017) 『子どものための精神医学』医学書院

資料1

平成 年 月

B 保育園

職員各位

保育に対するアンケートの協力について（依頼）

今年度もあと少しとなりました。B 保育園は「たいへんだね」と言われ続けている保育園です。その「たいへんさ」にすっかり慣れた先生もいれば、少し慣れた先生もいれば、なかなか慣れることのできない先生もいることでしょう。なにが「たいへん」なのか「たいへんさ」の原因を探り、そのためにどんな保育をするとよいのかを明らかにし、今後の保育に活かしていきたいと考えています。

以下のアンケートにお答えください。

1. あなたの保育士としての経験年数とこの園での勤務年数を教えてください。

経験年数 _____ 年 勤務年数 _____ 年

2. 「たいへんさ」を感じたことがありますか。

ある ・ ない （該当に○をつけて下さい。「ない」に○を付けた方は4に進んでください。）

3. 「ある」と答えた方にお聞きします。どんなことにたいへんさを感じましたか。

() 内に自由記述で回答ください。複数回答可

- ①子どもへの対応（例）子どもの暴言、暴力、信頼関係の作りにくさ、言葉（外国語） など

[]

- ②保護者への対応（例）無関心、提出物の遅れ、自己中心性、攻撃性 など

[]

- ③保育体制（例）職員の連携 延長対応 など

[]

- ④その他

[]

[保育に対するアンケート調査記述回答]

1 子どもへの対応における「たいへんさ」

・信頼関係の作りにくさ。
・気持ちの切り替え、立て直しの難しさ。
・子どもの暴言暴力。
・感情コントロールの苦手な子が多く、暴言暴力も多い。
・信頼関係ができるまでに時間がかかり、人によって子どもの姿が変わる。
・気持ちが崩れやすく、衝動的な行動が多い。
・外国籍の子どもで親子とも日本語が通じない。
・信頼関係の作りにくさ。
・ためし行動。
・子どものかみつき、多動、暴力性。
・偏食、アレルギー、既往症や病歴に対する理解。
・子どもの暴言、信頼関係の作りにくさ。
・信頼関係を作ることが難しい。
・話が聞けない。
・幼い子が多い。
・かみつきやひっかきなどへの関わりで目が離せない。
・早朝や延長（保育）の子どもたちが多くいることにたいへんさを感じる。
・保育士不足もあり、年長の延長保育に入っていたが信頼関係がなかなか作れない子も多く苦労した。
・どこのクラスに入っても信頼関係が作りにくく気になる子がいる。
・担任がいなくなると、不安定になる、暴力的になるなど激変する子が多い。
・感情をコントロールできず、他の子どもへの暴力や保育士への暴力もとめきれないことにたいへんさを感じる。
・子どもから子どもへの暴力、子どもから子どもへの暴言。
・大人（保育士）の言葉が入らず、次の行動に時間がかかりすぎる。
・話を聞こうとしなかったり、やってはいけないとわかっていることをふざけてやったりするなど保育士によって態度をかえるところがある。
・相手に気持ちを伝える前にすぐにキレて、手や足が出てしまう姿が多い。
・自分に対して都合が悪いと思うと話を聞こうとする姿が全くみられない。
・暴言、暴力のある子に、根気よく伝える大変さや大切さ。
・乳児でも昼寝の習慣がない子が多く、寝かしつけるまでに時間がかかる。
・手が出る子の多さ。
・自分をうまく表現できない子（暴言、暴力、反抗、フリーズなど）。

・言葉や指示の入らない子。
・心に問題を抱えた子。
・不安定で気持ちにムラのある子。
・「ババア！」等暴言を吐く、「おい！なんだ！」など、おどしのような話し方をする。
・暴力的な子に対する対応。
・信頼関係の作りにくさ。
・外国籍の子ども（言葉、生活習慣、文化の違い）。
・関係のできていない保育士の言葉は通じない。
・すぐに動き出す子が多く、手が足りない。
・声をかけても伝わらない。
・個別対応の必要な子が多い。
・子どもとの関係作り（安心できる、信頼できる先生になることに時間がとても必要）。
・集中時間が短く、乱暴な子が多い。
・落ち着かず、話を聞くことが難しい。
・心（情緒）が安定しない子が多い。
・自信が持てず、自己肯定感が低い。
・暴言、暴力があり、信頼関係作りの難しい子に対し、時間をかけて関わっていこうと考えていたが、他の子への暴言や暴力への対応が大変であった。他の子どもに我慢をさせてしまった。
・乱暴な言動。

2 保護者への対応における「たいへんさ」

・無関心、子どもへの冷たい態度。
・言葉や伝え方、受け取り方等に配慮しないと関係作りが難しく、攻撃性の強い保護者。
・子どもに対する暴言。
・提出物の遅れ、園からの手紙等を読まない。
・早朝や延長（保育）を利用している保護者が多く、話す機会が少ない。
・貸出物の返却や提出物の遅れ。
・登降園時間が不規則。
・子どもに対する関心の無さ。
・提出物の遅れ。
・園便り等を読まない。
・きまりを守れない。
・保護者自身がルールを守れないことも多く、個別に伝えなければならない。
・自己中心的で攻撃性のある保護者には伝え方にも気を付けなければならない。

・登降園時の門の鍵かけのきまりなど、必要性が伝わらず個別に声かけが必要だが、気を付けないと逆切れされてしまう。
・保護者との関係の作りにくさ。
・登園時間や降園時間が守れず、自分の都合で子どもを連れて来たり迎えに来たりする。
・無関心（子どもの危険な行動に対して注意しない、気づかない、どうでもよいといった態度）。
・子どもの気持ちを尊重しない言動。
・自己中心。
・気持ちが不安定。
・保育士がお願いしたことをしてくれない。
・行事への参加など事前に案内をしていることについて、前日にもう一度声をかけても、当日、時間に間に合わない。
・仕事が休みでも早く子どもを迎えに来ることができない。
・無関心。
・いい加減さ。
・提出物の遅れ。
・保護者同士が関係がうまくつけれない。
・決められた時間までに迎えに来ることができない。
・自分のことでいっぱい、子どもへの関わりが薄い。
・子どもとの関わり方がわからない。
・子どもが関わってほしい時に関われない、ずれてしまう。
・自分の思いばかりで、自己中心。
・話が伝わりにくい。
・自己中心性。
・攻撃性。
・提出物の遅れ。
・無関心。

3 保育体制における「たいへんさ」

・延長対応などにより、十分な環境整備、打ち合わせ、保育準備ができない。そのため残業や土曜日の自主的な出勤時間が長くなってしまった。
・保育士不足や支援対象児の支援など、延長保育に入る必要性は理解しているが、延長保育に入る日が多く、辛かった。
・平日だけでなく、土曜日の遅番も午後から支援対象児のフォローに入らなければならなかったこと。子どもの数からすれば保育士の数は足りているのに保育に入らないといけないこと。
・延長保育士不足と延長保育時間に支援対象児の保育士の配置がないこと。

資料2

・延長保育に日中の保育士が入ることで、延長保育士からお任せになってしまうなど、連携が難しかった。
・延長保育に入っていた時は、事務時間や学年での話し合いの時間が思うように取れなかったり、延長が終わるまで（支援対象児が帰るまで）ほっとできなかったりで大変さを感じた。今は延長の保育士が増えたので心にも時間にも余裕ができてよかった。
・延長保育に入ることが負担。
・延長保育の保育士不足や支援対象児への加配保育士がいないことにとっても大変さを感じています。延長保育への対応も今年は多く、16時からの時間を話し合いや保育室の環境整備や書類業務などの時間に当てられず心身ともに負担を感じていました。
・自分も含めてですが、担任の先生以外の保育士が子ども（支援対象児を含む）との関係ができていなかったり、子どもを見きれていなかったりする部分がたくさんあり、結局担任の先生に助けをもらうことが多く、休憩時間や16時以降の保育準備の時間を削らせてしまっていると感じます。
・延長保育に入った時、誰かがしてくれると思うのか園庭で使った玩具が片付けられていなかったり、延長保育士が担当の子どもさえ見ていなかったりなど、不安になる。
・臨時保育士の（臨職だから）意識が強く、同じ立場として（保育士として動けばいいのに）と少しとまどった。
・延長保育士が支援対象児を見きれないなどの理由で延長フォローに入らなければいけないこと。
・乳児クラスには自分しか正規職員がいなかったこと。
・延長保育の保育士が足らず、負担が大きかった。土曜遅番の幼児の保育（支援対象児）が大変だった。
・延長保育対応で16時以降から学年、クラス、係りでしたいことができず、行事や活動の話し合いや準備に苦勞した。
・昼間の保育だけでも大変なのに、延長保育に毎週入らなければいけないこと。
・延長対応。
・子どもは大変で子どものことを思うと必要なのですが、延長フォローがすごく多く大変でした。

4 その他の「たいへんさ」

・16時以降に保育に入ることが多く部屋の片付け、活動の準備、話し合い等ができず遅くまで残ったり、持ち帰りの仕事が多かったりしてとても辛い。体力的にも精神的にも辛かった。記録等の書類を記入する時間がない。
・自分自身の仕事の遅さもあるが、帰る時間が遅くなってしまう。遅くとも全員が6時には帰れるようにという意識を持つようにしたい。
・今年、他の保育園から異動してきたが、「たいへんさ」をとっても感じた。
・勤務時間内に仕事が終わらない。
・頻繁に起きる怪我への対応などの自分のメンタルの回復。
・支援児対応に時間や手をかけざるを得ず、他の子どもに我慢をさせてしまっていたことに気づいた。